

議会運営委員会

令和2年9月17日
委員会室

1 開 会

2 配布資料の確認

3 第77回9月定例会の運営等について

- (1) 委員会提出議案第4号 「令和3年度西脇市就学前教育・保育関係予算に対する要望」に関する意見書決議について
- (2) 委員会提出議案第5号 市立しばざくら幼稚園園児募集延長に伴う閉園延長に関する意見書決議について
- (3) 討論及び一般質問について
- (4) 修正案の取扱いについて
- (5) その他

4 その他

委員会提出議案第4号

「令和3年度西脇市就学前教育・保育関係予算に対する
要望」に関する意見書決議

地方自治法第109条第6項及び西脇市議会会議規則第13条第2項の
規定により提出する。

令和2年9月24日

文教民生常任委員会委員長 浅田 康子

(理由)

安心して子どもを育て、子どもが夢を持って健やかに成長できるま
ちの実現という目標達成に向けた環境整備が不可欠であり、令和5年
3月末までを一つの節目として集中的に支援策を講ずる必要があるた
め。

「令和3年度西脇市就学前教育・保育関係予算に対する
要望」に関する意見書決議

現在、各認定こども園におかれては、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、質の高い就学前教育・保育を推進するため、鋭意努力を重ねられている。

特に、令和元年6月に設置された西脇市就学前教育・保育の質の向上推進委員会の助言等を受け、限られた人材と時間の中で就学前教育・保育カリキュラムの実践を通じて、西脇市の将来を担う子どもたちの育成に御尽力をいただいている。

向上推進委員会設置後、1年3か月が経過し、様々な効果や課題等が確認されているこの時機を逃さず、今こそ目標達成に向けた環境を整えることが不可欠であり、令和5年3月末までを一つの節目として集中的に支援策を講ずる必要がある。

市行政におかれては、大型ハード事業整備や新型コロナウイルス感染症対応など、財政状況が極めて厳しい時期ではあるが、安心して子どもを育て、子どもが夢を持って健やかに成長できるまちの実現のため、下記事項について取り組むよう強く求めるものである。

記

1 新型コロナウイルス感染拡大時に配布できるマスク、消毒液等の備蓄について

医療・福祉施設等も含めて、今後、再び新型コロナウイルス感染が拡大し、マスク、消毒液等の消耗品の入手が困難になった場合、市において直ちに配布できるよう備蓄すること。

2 新卒・潜在保育教諭確保に対する支援について

各認定こども園と市行政が共催で就職フェアを開催するなど、保育教諭等の確保に努めているが、都市部との処遇格差は明らかである。早急に処遇改善を行い、新卒保育教諭や潜在保育教諭の確保について支援すること。これにより、研修の充実等によって教育・保育の質の向上につなげること。

3 SIDS予防の新規機器購入に対する支援について

昨年度に引き続き、0歳児から1歳児を対象にした新規機器導入の支援を検討すること。ただし、機器更新（買替え）経費、既設機器レンタル料、基本利用料等の維持費は除く。

4 特別な支援を必要とする児童等に対する支援について

認定こども園には軽度の発達障害児童が約10%いるとされ、さらに、特別な支援を必要とする児童も増加傾向にある。当該児童を各

認定こども園で受け入れ、安心して就学前教育・保育を受けられるよう保育教諭等の加配について支援すること。

以上、決議する。

令和2年9月24日

西 脇 市 議 会

西脇市長 片 山 象 三 様

委員会提出議案第5号

市立しばざくら幼稚園園児募集延長に伴う閉園延長に関する意見書決議

地方自治法第109条第6項及び西脇市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

令和2年9月24日

文教民生常任委員会委員長 浅田 康子

(理由)

安心して子どもを育て、子どもが夢を持って健やかに成長できるまちになるよう、令和5年3月末を目途に、計画どおり就学前教育・保育カリキュラムが浸透し、全ての認定こども園の教育・保育の質の向上が図られ、平準化するための思い切った支援を講ずる必要があるため。

市立しばざくら幼稚園園児募集延長に伴う閉園延長に関する意見書決議

市立しばざくら幼稚園は、平成29年4月に市内8幼稚園の閉鎖にあわせて、令和5年3月末まで運営することとして設置され、その後は閉鎖し、認定こども園8園において就学前教育・保育を展開する。

この移行に当たり、現在、各認定こども園では幼児教育センター並びに就学前教育・保育の質の向上推進委員会の指導・助言等を受けながら、就学前教育・保育カリキュラムの実践を通じて、西脇市の将来を担う子どもたちの育成に尽力されている。

一方、しばざくら幼稚園の保護者からは、閉園までの間の複数年教育導入に関しては一定の評価をされているものの、閉園を最終在園児が年長になるまでの2年間を延長し、その間の教育を受けた上で、卒園することを求められている。

あわせて、認定こども園の保育教諭不足や多忙な職務状態を危惧され、教育・保育の質の向上の進捗に対して不安も感じておられる状況にある。

本市議会としても、計画どおり就学前教育・保育カリキュラムが浸透し、全ての認定こども園の教育・保育の質の向上が図られ、平準化することを願っており、しばざくら幼稚園の保護者の不安も理解できるところである。

しかしながら、現時点において注力すべき点や将来あるべき姿等を勘案した時、向上推進委員会設置後1年3か月が経過し、様々な効果や課題等が確認されているこの時機を捉え、令和5年3月末を目途に、各園がカリキュラムに沿った教育・保育が展開できるよう思い切った支援を講ずる必要がある。

については、施政方針に掲げられている「安心して子どもを育て、子どもが夢を持って健やかに成長できるまちの実現」のため、下記事項について特段の支援を講ずることを強く求めるものである。

記

1 就学前教育・保育の質の向上に係る取組について

(1) 認定こども園の充実

教育・保育の質の向上につなげるため、各認定こども園が抱えている人材確保等の課題について、早急に支援を講ずること。

(2) 幼児教育センターの充実

各認定こども園における研修機会を大幅に増やし充実させるため、幼児教育センターの体制強化を図ること。

- 2 しばざくら幼稚園閉園時における希望にかなった転園について
園児や保護者にとって、希望にかなう転園の可否が大きな課題と
なっている。しばざくら幼稚園閉園後、保護者が希望する認定こど
も園に入園できるよう配慮すること。

以上、決議する。

令和2年9月24日

西 脇 市 議 会

西脇市長 片 山 象 三 様

第77回9月定例会の運営（討論及び一般質問）等について

1 討論について（※9月17日 午前11時20分現在）

(1) 議案第77号 令和元年度西脇市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の報告について

①寺北 建樹議員（反対） ②岡崎 義樹議員（賛成）

(2) 議案第78号 令和元年度西脇市立学校給食センター特別会計歳入歳出決算の報告について

①寺北 建樹議員（反対） ②高瀬 洋議員（賛成）

(3) 議案第81号 令和元年度西脇市介護保険特別会計歳入歳出決算の報告について

①寺北 建樹議員（反対） ②浅田 康子議員（賛成）

(4) 議案第83号 令和元年度西脇市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の報告について

①寺北 建樹議員（反対） ②中川 正則議員（賛成）

※ 上記の議案については、当該議員の討論後、続いて通告のない議員も討論することができます。

2 一般質問について

(1) 通告人数 7人

(2) 令和2年9月24日（第3日） 4人

①6番 東野 敏弘議員 ②1番 吉井 敏恭議員

③4番 村岡 栄紀議員 ④7番 坂部 武美議員

(3) 令和2年9月25日（第4日） 3人

①10番 村井 正信議員 ②12番 林 晴信議員

③3番 美土路祐子議員

西脇市議会議長
村井公平様

提出者 西脇市議会議員 村井正信

賛成者 " 寺北建樹

 " 坂部武美

議案第69号 「西脇市敬老金支給条例の一部を改正する
条例の制定について」に対する修正案の提出について

上記の議案を、別紙のとおり、地方自治法第 115条の 3 及び西脇市
議会会議規則第16条の規定により提出します。

議案第69号 西脇市敬老金支給条例の一部を改正する条例の制定についてに対する修正案

次の表の修正案の欄に掲げる規定を同表の修正案の欄に掲げる規定に、下線で示すように修正する。

修 正 案	改 正 案
<p>(敬老金の額) 第4条 敬老金の額は、次のとおりとする。 (1) 第2条第1号に該当する者 <u>30,000円</u> (2) 第2条第2号に該当する者 <u>30,000円</u></p>	<p>(敬老金の額) 第4条 敬老金の額は、次のとおりとする。 (1) 第2条第1号に該当する者 <u>10,000円</u> (2) 第2条第2号に該当する者 <u>20,000円</u></p>

(理 由)

高齢者に敬老の意を表し、家族とともに長寿を祝福できる金額とするため。

本会議「修正動議」提出時の順序 (委員会付託の場合)

■ 議会運営委員会までに修正案が提出

- ※ 会議規則第16条第1項に規定により修正案を提出
- ※ 地方自治法第115条の3の規定により、議員定数の12分の1以上の発議（賛成者含む。）が必要
- ※ 当該議員が連署して修正案を議長へ提出

1 委員長報告終了後（採決を分離して当該議案を議題とした時）

(1) 修正案の提案理由の説明

- ※ （議長から「～修正案が提出されています。これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。」を受けて）

(2) 修正案に対する質疑

2 当該議案及び修正案の討論

(1) 原案に対する賛成討論

(2) 原案及び修正案に対する反対討論（原案・修正案とも反対）

(3) 原案に対する賛成の討論

(4) 修正案に対する賛成の討論

- ※ 討論は、上記の順に各号に対し1人ずつ行い、討論終了まで繰り返す。）
- ※ 提出者は賛成討論を行うことができない。賛成者は可（先例による）

3 採決

(1) 修正案について採決

ア 賛成多数の場合

イ 修正案を除く、他の原案について賛成の採決 ⇒ 終了

(2) 賛成少数の場合

ア 原案について賛成の採決 ⇒ 終了